



県章

三重県公報

平成16年7月30日(金)

第1595号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(自然環境室) 2

企業庁管理規程

- 三重県企業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程……………(企業庁) 2

病院事業庁管理規程

- 三重県病院事業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程……………(病院事業庁) 4

告 示

- 有害な興行の指定……………(青少年育成室) 6
- 生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定……………(生活保障室) 7
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの廃止の届出……………(同) 7
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの休止の届出……………(同) 7
- 児童福祉法の規定による指定居宅支援事業者の指定……………(障害福祉室) 8
- 身体障害者福祉法の規定による指定居宅支援事業者の指定……………(同) 8
- 知的障害者福祉法の規定による指定居宅支援事業者の指定……………(同) 8
- 特定計量器の定期検査の実施……………(計量検定所) 8
- 大規模小売店舗立地法の規定による県の意見の概要……………(観光・交流室) 9
- 地方自治法施行令の規定による市町村の人口……………(市町村合併室) 10
- 地方自治法施行令の規定による郡の区域及び市町村の人口……………(同) 10
- 地方自治法施行令の規定による市町村の人口……………(同) 10
- 地方自治法施行令の規定による郡の区域及び市町村の人口……………(同) 10
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧……………(砂防室) 10
- 証紙の販売所を廃止する旨の届出……………(出納局) 11

地労委告示

- 労働組合法第2条第1号に規定する者の認定……………(地方労働委員会) 11
- 同件……………(同) 11

訓 令

- 三重県職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令……………(人材政策室) 12

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧……………(NPO室) 14
- 同件……………(同) 14
- 特定非営利活動法人の設立の認証を行った旨……………(同) 14
- 同件……………(同) 15
- 同件……………(同) 15
- 同件……………(同) 15
- 同件……………(同) 16
- 同件……………(同) 16
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行った旨……………(同) 16
- 一般競争入札を行う旨……………(環境活動室) 17
- 土地改良区の解散認可……………(農地調整室) 18
- 土地改良区清算人の就任の届出……………(同) 19
- 地方自治法の規定による市町村の廃置分合……………(市町村合併室) 19
- 地方自治法の規定による市町の廃置分合……………(同) 19

- 地方自治法の規定による市町の廃置分合…………… (同) 19
- 同件…………… (同) 19
- お 知 ら せ
- 企画提案書の募集…………… (防 災 対 策 室) 19

規 則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十六年七月三十日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

三 重 県 規 則 第 五 十 五 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成十五年三重県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第一号中「設定」を「指定又は設定」に改め、同条第三項中「二年」を「二年以内で知事が定める期間」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第十九条第三項の規定は、この規則の施行日以後に任命される鳥獣保護員について適用し、同日前に任命された鳥獣保護員については、なお従前の例による。

企業庁管理規程

三重県企業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

平成十六年七月三十日

三 重 県 企 業 庁 長 鈴 木 周 作

三 重 県 企 業 庁 管 理 規 程 第 二 十 二 号

三重県企業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程

三重県企業庁職員服務規程(昭和四十九年三重県企業庁管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第七号様式及び第七号様式の二を次のように改める。

第7号様式(第18条関係)

第	号	三 重 県 職 員 証		2次元 コード
		氏名		
		年 月 日生		
写 真 (3.2×2.4)	発 行	平成	年 月 日	
	有効期限	平成	年 月 日	
三 重 県 印				

備考 用紙の大きさは、縦5.5センチメートル、横9.1センチメートルとする。

第7号様式の2(第18条関係)

三重県職員証発行申請書兼台帳

年 月 日

三重県企業庁長 様

三重県職員証の発行を申請します。

写真貼付欄(L版)

(写真の裏面に職員番号、氏名を記入願います。)

※写真注意事項

- 1 向きは縦とし、白等の単色を背景としてください。
- 2 胸から上を写したものを貼付してください。

所属

職員番号

氏名

印

附 記

この管理規程は、平成十六年八月一日から施行する。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

平成十六年七月三十日

三重県病院事業庁長 渡 辺 和 己

三重県病院事業庁管理規程第十号

三重県病院事業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁職員服務規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第十一号様式及び第十三号様式を次のように改める。

第12号様式（第33条関係）

第	号	三 重 県 職 員 証		2次元 コード
		氏名		
		年 月 日生		
写 真 (3.2×2.4)	発 行	平成	年	月 日
	有効期限	平成	年	月 日
三 重 県 印				

備考 用紙の大きさは、縦5.5センチメートル、横9.1センチメートルとする。

第13号様式(第33条関係)

三重県職員証発行申請書兼台帳

年 月 日

三重県病院事業庁長 様

三重県職員証の発行を申請します。

写真貼付欄(L版)

(写真の裏面に職員番号、氏名を記入願います。)

※写真注意事項

- 1 向きは縦とし、白等の単色を背景としてください。
- 2 胸から上を写したものを貼付してください。

所属

職員番号

氏名

印

附 則

この管理規程は、平成十六年八月一日から施行する。

告 示

三重県告示第582号

三重県青少年健全育成条例（昭和46年三重県条例第62号）第11条第1項の規定により、有害な興行として次のとおり指定しました。

平成16年7月30日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

番号	区分	興 行 名	配 給 会 社 名 等	指 定 年月日	指定理由
75	映画	お仕置き 家庭教師 ノーパン個人授業	新 日 本 映 像	平成16年 7月30日	著しく性的感情を刺激するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる。
76	映画	親友の恥母 ーさかり 下半身ー	新 日 本 映 像		
77	映画	人妻タクシー 巨乳に乗り込め	オ ー ビ ー 映 画		
78	映画	処女花嫁 初めての悦び	オ ー ビ ー 映 画		
79	映画	John and Jane doe	パ ル 企 画		
80	映画	酔画仙	新 日 本 映 画 社		
81	映画	くノ一淫法 おっぴろげ桜貝！	オ ー ビ ー 映 画		
82	映画	新日本映像ニュース 〈お仕置き 家庭教師 ノーパン個人授業〉	新 日 本 映 像		
83	映画	新日本映像ニュース 〈親友の恥母 ーさかり 下半身ー〉	新 日 本 映 像		
84	映画	エロ義母と発情息子 ー淫らな家族ー	新 日 本 映 像		
85	映画	痴漢義父 新妻をいたずら	オ ー ビ ー 映 画		
86	映画	好きものカップル 死ぬまでやらせて	新 東 宝 映 画		
87	映画	スワップ 夫婦交換前夜 私の妻とあなたの奥さん	新 東 宝 映 画		
88	映画	女子アナ 秘局攻め	オ ー ビ ー 映 画		
89	映画	新日本映像ニュース 〈エロ義母と発情息子 ー淫らな家族ー〉	新 日 本 映 像		

三重県告示第583号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療扶助のための医療を担当する機関を指定しました。

平成16年7月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

指定医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
厚生歯科	西田 英男	桑名市大字下深谷部2221	平成16年3月1日
米山クリニック	米山 榮	四日市市中浜田80 1-A	平成16年7月1日
佐々木整形外科	佐々木浩樹	四日市市中川原3 丁目1 番3 号	平成16年7月6日
じけ調剤薬局	有限会社メディカルワイツ	鈴鹿市寺家4 -18-16	平成16年5月1日
鈴鹿みなみ薬局	株式会社みなみ薬局	鈴鹿市国府町字保子里175	平成16年5月1日
自由ヶ丘歯科医院	植田 仁	鈴鹿市下大久保町2758番地の191	平成15年11月1日
北町もり 歯科	森 誠	亀山市北町390-1	平成16年6月1日
たんぼぼ薬局津新町店	たんぼぼ薬局株式会社	津市南新町16番43号	平成16年7月1日
長井歯科医院	長井 一	伊勢市東大淀町747-1	平成16年6月1日
のぞみ歯科	奥倉 康伸	一志郡嬉野町中川字市場浦819-8	平成16年7月2日
玉城調剤薬局	有限会社玉城調剤センター	度会郡玉城町佐田字浅間前901-1	平成16年7月1日

三重県告示第584号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出がありました。

平成16年7月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

指定医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	廃止年月日
築港診療所	医療法人尚豊会	四日市市大字尾上町7 番の6	平成16年5月31日
鈴鹿みなみ薬局	株式会社みなみ薬局	鈴鹿市国府町字保子里175	平成16年4月30日
自由ヶ丘歯科医院	浮田 均	鈴鹿市下大久保町2758番地の191	平成15年10月31日
大原医院	大原 豊	伊勢市常磐2 丁目12-30	平成16年6月30日
長井歯科医院	長井 圭作	伊勢市東大淀町747の1	平成16年5月31日
玉城調剤薬局	有限会社玉城調剤センター	度会郡玉城町田丸128番地	平成16年6月30日

三重県告示第585号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から休止の届出がありました。

平成16年7月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

指定医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	休止年月日
医療法人佐原クリニック	医療法人佐原クリニック	久居市烏木町485-5	平成16年3月18日

三重県告示第586号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定しました。

平成16年7月30日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	児童居宅支援の種類	指定年月日
有限会社T & F	名賀郡青山町阿保1151	ヘルパーステーションひろば	名賀郡青山町阿保1151	居宅介護	平成16年7月21日
社会福祉法人むつみ福祉会	一志郡嬉野町大字須賀領字龍王野477-8	指定身体障害者（知的障害者又は児童）居宅介護事業所むつみ園	一志郡嬉野町大字須賀領字龍王野477-8	居宅介護	平成16年7月21日

三重県告示第587号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定しました。

平成16年7月30日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	指定年月日
有限会社T & F	名賀郡青山町阿保1151	ヘルパーステーションひろば	名賀郡青山町阿保1151	居宅介護	平成16年7月21日
社会福祉法人むつみ福祉会	一志郡嬉野町大字須賀領字龍王野477-8	指定身体障害者（知的障害者又は児童）居宅介護事業所むつみ園	一志郡嬉野町大字須賀領字龍王野477-8	居宅介護	平成16年7月21日

三重県告示第588号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定しました。

平成16年7月30日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
有限会社T & F	名賀郡青山町阿保1151	ヘルパーステーションひろば	名賀郡青山町阿保1151	居宅介護	平成16年7月21日
社会福祉法人むつみ福祉会	一志郡嬉野町大字須賀領字龍王野477-8	指定身体障害者（知的障害者又は児童）居宅介護事業所むつみ園	一志郡嬉野町大字須賀領字龍王野477-8	居宅介護	平成16年7月21日

三重県告示第589号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、上野市、名張市、阿山郡及び名賀郡において次のとおり特定計量器（質量計）の定期検査を実施します。

平成16年7月30日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

実施の期日	実施の場所
平成16年9月2日 午前10時00分から 午前11時30分まで	伊賀町川東多目的集会所
平成16年9月2日 午後1時30分から 午後2時30分まで	伊賀町農業総合センター
平成16年9月3日 午前10時00分から 正午まで	伊賀町柘植公民館
平成16年9月6日 午前10時00分から 正午まで	大山田村農村環境改善センター
平成16年9月6日 午後1時30分から 午後3時00分まで	大山田村東生活改善センター
平成16年9月7日 午前10時00分から 午前10時30分まで	伊賀北部農業協同組合頼田支所
平成16年9月7日 午前11時00分から 正午まで	阿山町玉滝内保高齢者センター
平成16年9月7日 午後1時00分から 午後3時00分まで	阿山町保健福祉センター
平成16年9月9日 午前10時30分から 午前11時30分まで	伊賀南部農業協同組合伊勢路店
平成16年9月9日 午後1時00分から 午後2時00分まで	伊賀南部農業協同組合種生店
平成16年9月10日 午前10時00分から 午後3時00分まで	青山町役場
平成16年9月13日 午前11時00分から 午後3時00分まで	島ヶ原村役場
平成16年9月14日 午前10時00分から 午後3時00分まで	上野市ゆめぼりすセンター
平成16年9月15日 午前10時00分から 午後3時00分まで	上野市ゆめぼりすセンター
平成16年9月16日 午前10時00分から 午後3時00分まで	名張市役所
平成16年9月17日 午前10時00分から 午後3時00分まで	名張市役所

三重県告示第590号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定により桑名市から聴取した意見に配慮し、及び指針を勘案しつつ、当該届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、次の大規模小売店舗については意見を有しない旨の通知をしたので公告します。

平成16年7月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

大規模小売店舗の名称及び所在地

ユースストア星川店
桑名市大字星川字十二835外34筆

三重県告示第591号

平成16年11月1日から上野市、阿山郡伊賀町、同郡島ヶ原村、同郡阿山町、同郡大山田村及び名賀郡青山町を廃し、その区域をもって新たに伊賀市を置くことに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第177条の規定による伊賀市の人口は、次のとおりです。

平成16年7月30日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

伊賀市 101,527人

三重県告示第592号

平成17年1月1日から松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町を廃し、その区域をもって新たに松阪市を置くことに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第176条及び第177条の規定による一志郡及び松阪市の人口は、次のとおりです。

平成16年7月30日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

一志郡 40,433人

松阪市 164,504人

三重県告示第593号

平成17年1月11日から亀山市及び鈴鹿郡関町を廃し、その区域をもって新たに亀山市を置くことに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第177条の規定による亀山市の人口は、次のとおりです。

平成16年7月30日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

亀山市 46,606人

三重県告示第594号

平成16年12月6日から桑名市、桑名郡多度町及び同郡長島町を廃し、その区域をもって新たに桑名市を置くことに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第176条及び第177条の規定による桑名郡及び桑名市の人口は、次のとおりです。

平成16年7月30日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

桑名郡 7,172人

桑名市 134,856人

三重県告示第595号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部砂防室、北勢県民局四日市建設部及び四日市市役所に備え置いて、告示の日から30日間縦覧に供します。

平成16年7月30日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
東坂部地区急傾斜地崩壊危険区域

- 2 区域の所在地
四日市市東坂部町字四ツ谷

- 3 区域の土地の表示
四日市市東坂部町字四ツ谷566番1の一部、566番3の一部、566番4の一部、566番5の一部、566番7、567番の一部、569番の一部、569番1、572番の一部及び572番2の土地

三重県告示第596号

三重県証紙条例（昭和40年三重県条例第12号）第5条第1項の規定により指定した次の証紙の販売人から、次の証紙の販売所を廃止する旨の届出がありました。

平成16年7月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

証紙の販売人の名称	廃止する証紙の販売所		廃止年月日
	名称	所在地	
株式会社 百五銀行	百五銀行 鈴鹿支店 玉垣出張所	鈴鹿市東玉垣町2478番地の5	平成16年8月20日

地 労 委 告 示**三重県地方労働委員会告示第1号**

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、1に掲げる者を労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者として、平成16年7月21日認定しました。

なお、労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定（昭和42年三重県地方労働委員会告示第1号）を2のように改正します。

平成16年7月30日

三重県地方労働委員会会長 田 畑 宏

1 労働組合法第2条第1号に規定する者として新たに認定した者

勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者
本 庁	総括室長、政策企画特命監、経営支援特命監、医務特命監、看護特命監、県立病院経営室の室長
県 立 病 院	医務特命監、看護特命監

2 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の改正

2の表本庁の項中、「総括マネージャー、政策企画特命担当監、経営支援特命担当監、医務特命担当監、看護特命担当監、県立病院経営チームのマネージャー」を「総括室長、政策企画特命監、経営支援特命監、医務特命監、看護特命監、県立病院経営室の室長」に、「県立病院経営チーム」を「県立病院経営室」に改め、同表県立病院の項中「副参事」の次に「医務特命監、看護特命監」を加える。

三重県地方労働委員会告示第2号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、1に掲げる者を労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者として、平成16年7月21日認定しました。

なお、労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定（昭和42年三重県地方労働委員会告示第1号）を2のように改正します。

平成16年7月30日

三重県地方労働委員会会長 田 畑 宏

1 労働組合法第2条第1号に規定する者として新たに認定した者

勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者
企業庁の本庁	総括室長、RDF発電特命監、室長、危機管理特命監 主幹及び主査（法務の総括に関する事務を担当する者に限る。）
企業庁の事業所	室長、安全給水調整監、安全発電調整監、副所長

2 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の改正

1の表本庁の項中、「総括マネージャー」を「総括室長」に、「発電運営総括マネージャー、マネージャー」を「RDF発電特命監、室長」に改め、「参事」の次に「危機管理特命監」を加え、「及び財務」を「財務及

び法務」に改め、同表企業庁の事業所の項中、「マネージャー、安全給水事業マネージャー、安全発電事業マネージャー」を「室長、安全給水調整監、安全発電調整監」に改め、「支所長」の次に「副所長」を加える。

訓 令

三重県訓令第20号

庁 中 一 般
地 域 機 関

三重県職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成16年7月30日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

三重県職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令

三重県職員の服務に関する訓令（昭和55年三重県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第2号様式及び第2号様式の2を次のように改める。

第2号様式（第5条関係）

第	号	三 重 県 職 員 証		2次元 コード
氏名		年 月 日生		
写 真 (3.2×2.4)	発 行	平成	年 月 日	
	有効期限	平成	年 月 日	
三 重 県 印				

備考 用紙の大きさは、縦5.5センチメートル、横9.1センチメートルとする。

第2号様式の2（第5条関係）

三重県職員証発行申請書兼台帳

年 月 日

三重県知事 様

三重県職員証の発行を申請します。

写真貼付欄（L版）

（写真の裏面に職員番号、氏名を記入願います。）

※写真注意事項

- 1 向きは縦とし、白等の単色を背景としてください。
- 2 胸から上を写したものを貼付してください。

部局

所属

職員番号

氏名

印

附 則

この訓令は、平成16年8月1日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NPO室及び各県民局生活環境森林部に備え置いて、平成16年9月16日まで縦覧に供します。

平成16年7月30日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 申請のあった年月日

平成16年7月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人四日市郷土文化財保存会

(2) 代表者の氏名

川村 政人

(3) 主たる事務所の所在地

四日市市諏訪栄町3番12号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、四日市の郷土文化財の保存、継承に関する事業を行うとともに、四日市の伝統的な祭への支援や参画等を行うなど、文化の香り高い四日市を創造し、まちづくり・ひとづくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NPO室及び各県民局生活環境森林部に備え置いて、平成16年9月16日まで縦覧に供します。

平成16年7月30日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 申請のあった年月日

平成16年7月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人三重起業就職支援センター

(2) 代表者の氏名

森田 淳

(3) 主たる事務所の所在地

上野市ゆめが丘1丁目1番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、各種業務における経験を有する会員相互の協力により、起業を目指す方や未就労・未就職の方に対して、教育・助言・支援・協力に関わる事業を行うとともに、不特定多数の市民・団体等を対象に支援・協力を行うことにより、ひろく職業能力の開発又は雇用機会の拡充の支援、社会教育の推進等の公益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成16年7月30日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成16年7月23日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

タランガ フレンドシップ グループ

(2) 代表者の氏名

KONPITY KANKANAMALAGE UPALI ANANDA KUMARA

(通称名クマール アーナンダ)

(3) 主たる事務所の所在地

四日市市河原田町2340番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、スリランカ民主社会主義共和国の青年に対して、彼らの経済的、社会的自立のために研修・教育に関する事業を行うと共に、国際交流や国際理解教室の開催事業を通して、日本にひろくスリランカを紹介し、開発途上国支援への理解促進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成16年7月30日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成16年7月23日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

みえ青少年先導指導会

(2) 代表者の氏名

笠井 紀彦

(3) 主たる事務所の所在地

鈴鹿市国分町字北廣神戸458番地の3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、青少年に対して、指導、育成に関する事業を行う事により、青少年犯罪を未然に防止し、地域社会に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成16年7月30日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成16年7月23日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

e・マネジメント・サポート

(2) 代表者の氏名

小島 仁三郎

(3) 主たる事務所の所在地

名張市さつき台2番町185番地の1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、伊賀地域住民・団体に対して、経済活動の幅広いサポートを行うために、それぞれの個性や環境に応じた職業能力の開発又はITサポート、コンサルティング、異業種との情報交換、交流を支援する事業を行い、それぞれの活動団体の育成とそれに伴う経済活動の活性化、ならびにすべての人々が生きがい

を持ち、明るく健全な社会環境づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成16年7月30日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平16年7月23日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

まなびの広場

(2) 代表者の氏名

岡島 久美子

(3) 主たる事務所の所在地

度会郡二見町大字松下1349番地164

(4) 定款に記載された目的

この法人は、各市町村に居住している者に対して、生涯学習活動や職業訓練及び地場産業の活性化や教育、文化、芸術を通じたまちづくりに関する事業を行い、就職の推進を図り、広く社会の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成16年7月30日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成16年7月23日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

まごころネットワーク・囲炉裏

(2) 代表者の氏名

堀端 克久

(3) 主たる事務所の所在地

北牟婁郡海山町大字相賀480番地55

(4) 定款に記載された目的

この法人は、何らかの手助けを希望する人々に対して、助け合いの精神に基づいた福祉や生活に関する事業を行い、老いても病んでも、自分らしく、安心して暮らしていくことのできる地域社会の構築に努め、福祉の向上、環境改善および社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成16年7月30日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成16年7月23日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

ハートバランス研究所

(2) 代表者の氏名

橋本 諭

(3) 主たる事務所の所在地

名張市桔梗が丘1番町6街区8番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、これからの社会の重要な担い手である次世代の子ども達を始め、子ども達を教育する立場の親、教育者、今現在の経済社会の第一線で活躍する大人達、そのほか日本を支える全ての人材に対して、「心の在り方」を深く研究し、その成果を広く社会全体に浸透させ、もって健やかで心豊かに生きる社会の実現に寄与することを目的とする。

次のとおり、一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成16年7月30日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

大気環境監視測定局（川越局）移設事前調査委託業務

(2) 委託業務内容

測定局移設候補地の大気環境濃度（二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、窒素酸化物）及び風向風速の事前調査を行います。

なお、詳細は入札説明書（仕様書）で指定します。

(3) 履行期限

平成16年10月30日まで

(4) 履行場所

測定局移設候補地（三重郡川越町高松）

2 入札参加者の資格に関する事項

本件一般競争入札に参加を希望する者は、次の(1)から(9)までに掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により、指名停止を受けている期間中でない者であること。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

(5) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者であること。

(6) 県内に営業所又は営業拠点があり、業務の実績を有する者であること。

(7) 過去5年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体及びこれに準ずる団体と、当該業務と同種の契約実績を有する者であること。

(8) 環境計量証明事業者（濃度）の登録があること。

(9) 当該業務に必要な施設設備および人員の確保ができること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒512-1211 三重県四日市市桜町3690-1

三重県環境学習情報センター

（三重県環境森林部環境活動室 環境学習情報センター駐在）

電話 0593-29-2000

ファクシミリ 0593-29-2909

(2) 入札説明書（仕様書）の配布方法

(1)の場所で平成16年7月30日（金）から同年8月11日（水）までの午前9時から午後5時まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）配布します。

(3) 競争入札参加資格の確認

入札参加希望者は、入札説明書（仕様書）で指定した申請書及び入札参加資格に関する証明書類を次のとおり提出してください。なお、書類の提出時にヒアリングを実施します。

期限までに申請書類を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。

なお、参加資格審査の結果については、平成16年8月19日（木）に通知します。

ア 提出日時 平成16年8月17日（火）午後2時から午後4時までとします。

イ 提出場所 (1)に同じです。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成16年8月23日（月）午後2時

イ 場所 三重県四日市市桜町3690-1 三重県環境学習情報センター

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 入札書の提出後、直ちに行います。

イ 場所 (4)に同じです。

(6) 契約条項を示す場所

(4)に同じです。

(7) 入札方法に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札執行回数は、3回を限度とします。

エ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 契約保証金

契約保証金は、入札金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

カ 落札者の決定方法

落札者は、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

キ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者、競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

4 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、魚見井土地改良区（松阪市魚見町276番地）の解散を認可しました。

平成16年7月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出がありました。

平成16年7月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

清算法人魚見井土地改良区（松阪市魚見町276番地）

就任清算人

松阪市魚見町302番地

中 川 等

" " 238番地

中 川 勇 男

" " 234番地

中 川 茂

" " 283番地

中 川 慶次郎

" " 249番地

鈴 木 正 一

" " 120番地

中 川 一 郎

" 新開町286番地

三 宅 岩 男

" " 348番地

安 部 邦 春

" " 324番地

鈴 木 幸 平

" 東久保町871番地

濱 林 九代次

" 川島町231番地

横 井 守

" " 227番地

横 井 章

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成16年11月1日から、上野市、阿山郡伊賀町、同郡島ヶ原村、同郡阿山町、同郡大山田村及び名賀郡青山町を廃し、その区域をもって新たに伊賀市を置くものとします。

平成16年7月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成17年1月1日から、松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町を廃し、その区域をもって新たに松阪市を置くものとします。

平成16年7月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成17年1月11日から、亀山市及び鈴鹿郡関町を廃し、その区域をもって新たに亀山市を置くものとします。

平成16年7月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成16年12月6日から、桑名市、桑名郡多度町及び同郡長島町を廃し、その区域をもって新たに桑名市を置くものとします。

平成16年7月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

お知らせ

三重県移動防災情報センター車整備事業に係る調達契約を締結するに当たり、次のとおり企画提案書の募集を行います。

平成16年7月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 公募対象事業

(1) 名称

三重県移動防災情報センター車整備事業

(2) 事業の概要

次の機能及び装備を有する移動防災情報センター車を整備します。

ア デジタルビデオカメラ、モバイルPC等による情報収集機能

イ 可搬型衛星地球局、相互防災無線、衛星携帯電話等による通信機能

ウ 常時安定した情報収集及び情報発信並びに快適な車内居住性を確保するための電源設備

エ 車内で打ち合わせができる機能

2 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たした者としてします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により、指名停止を受けている期間中でない者であること。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税において、未納のない者であること。

3 最優秀提案者決定の評価基準

(1) 提案内容

(2) 経済性

4 説明会

企画提案に参加を希望する者については、次のとおり説明会を開催し、参加仕様書を交付します。

なお、説明会に出席できない場合は、担当部局に連絡の上、別途指定された日時に参加仕様書を交付することとします。

(1) 日時

平成16年8月6日（金）午前10時から正午まで

(2) 場所

三重県津市桜橋三丁目446-34 三重県津庁舎6階63会議室

5 説明会後のスケジュール

(1) 企画提案への参加意思表示及び資格審査

企画提案に参加を希望する者は、次のとおり申込みを行ってください。申込みに基づき資格審査を行い、その結果を文書で通知します。

ア 様式及び内容 説明会で指定します。

イ 提出期限 平成16年8月12日（木）午後3時まで

ウ 提出場所 三重県津市広明町13番地 三重県防災危機管理局防災対策室情報グループ

(2) 企画提案書の提出

次のとおり提出することとします。

ア 様式及び内容 説明会で指定します。

イ 提出期限 平成16年9月8日（水）午後1時まで

ウ 提出場所 (1)のウに同じです。

(3) 企画提案書の聴取り及び最優秀提案者の決定

企画提案書の提出後必要に応じ聴取りを行い、速やかに最優秀提案者を決定し、その結果を提案者に文書で通知します。

(4) 契約の締結

最優秀提案者と契約条件を協議の上、契約を締結します。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 提出された企画提案書は返還しません。

(4) 提案に要する費用については、各提案者の負担とします。

(5) 本件調達に関する事項の質疑応答については、書面で行うものとします。

7 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県防災危機管理局防災対策室情報グループ 担当 田中

電話 059-224-2157

ファクシミリ 059-224-2199

E-mail bosai@pref. mie. jp

8 Summary

(1) Subject matter of the contract:

Vehicle for a disaster prevention information center

(2) Time and date of the briefing for the applicants:

From 10:00 to 12:00 on Friday, August 6, 2004

(3) Deadline for submission of application forms indicating intent to submit proposal:

15:00 on Thursday, August 12, 2004

(4) Deadline for submission of proposal:

13:00 on Wednesday, September 8, 2004

(5) Managing Authority:

Disaster Prevention Division

Disaster Prevention and Crisis Management Bureau

13 Komei-cho, Tsu City, Mie Prefecture 514-8570, JAPAN

Tel 059-224-2157

Fax 059-224-2199

毎 週 火、金 曜 日 発 行
購 読 料（送料並びに消費税及び地方消費税含む。）
1 箇 月 3,000円
1 箇 年 36,000円
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。
<http://www.pref.mie.jp/>

平成16年7月30日発行
津市広明町13番地
三 重 県
印刷・販売 伊藤印刷株式会社
〒514-0027 三重県津市大門32-13
TEL 059-226-2545 FAX 059-223-2862



古紙配合率 70%の
再生紙を使用しています